

○雲仙市歴史資料館の設置及び管理等に関する条例

平成17年10月11日

条例第87号

(趣旨)

第1条 この条例は、雲仙市歴史資料館（以下「資料館」という。）の設置及び管理等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 歴史民俗、産業、自然科学に関する資料を収集保存し、教育的配慮のもとに一般公衆の観覧に供し、文化の向上に資するため資料館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
雲仙市小浜歴史資料館	小浜町北本町923番地1
雲仙市歴史資料館国見展示館	国見町神代丙178番地1
雲仙市歴史資料館南串山展示館	南串山町甲2717番地4

(管理)

第4条 資料館は雲仙市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

2 管理のため、館長又は管理人（以下「管理員」という。）を置くことができる。

(入館料)

第5条 資料館に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、別表に定める入館料を納付しなければならない。

2 特別の展示を行う場合において、教育委員会は、その都度入館料を定め、徴収することができる。

(使用の許可)

第6条 雲仙市小浜歴史資料館の庭園及び湯太夫邸並びに雲仙市歴史資料館国見展示館の第1教室、第2教室、第3教室及び小教室を利用する者（以下「利用者」という。）は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において管理上必要があるときは、その使用について条件を付すことができる。

(施設使用料)

第7条 利用者は、許可の際、別表に定める施設使用料を納付しなければならない。

(入館料等の減免)

第8条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、教育委員会規則の定めるところにより入館料及び施設使用料（以下「入館料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(入館料等の還付)

第9条 既に納付した入館料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他入館者又は利用者の責めに帰することができない理由により入館又

は利用ができなくなったとき。

(2) 公益上その他やむを得ない理由により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じたとき。

(3) 使用の許可を受けた者から、規則で定める日までに、使用取消しの申出があったとき。

(入館等の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、資料館の観覧及び利用を許可せず、又は許可を取り消すことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。

(3) 資料館を損傷するおそれがあると認められるとき。

(4) 施設等の管理運営上支障があると認められるとき。

(損害の賠償)

第11条 入館者及び利用者は故意又は過失によって、施設、設備及び資料を、破損又は亡失したときは、教育委員会の指示に従い、直ちに原型に復元し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 資料館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により資料館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第10条及び前条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第13条 前条第1項の規定により資料館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 管理事項

ア 資料館の開閉に関すること。

イ 資料館及び収集した資料の災害、盗難等の防止に関すること。

ウ 入館者の観覧についての手続に関すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、管理上必要な事項に関すること。

(2) 運営事項

ア 資料の展示、保存に関すること。

イ 資料館主催事業の計画、実施に関すること。

ウ 資料館の維持に関すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、運営上必要な事項に関すること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 第12条第1項の規定により資料館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他教育委員会が定めるところに従い、施設の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第15条 第5条及び第7条の規定にかかわらず、第12条第1項の規定により、資料館の管理を指定管理者に行わせる場合は、入館者又は利用者は、その入館又は利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）を入館又は利用許可の際に納めなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

3 特別の展示を行う場合の利用料金は、その都度指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。

4 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

（利用料金の減免）

第16条 指定管理者は、公益上必要があると認められるとき、若しくはその他教育委員会が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の還付）

第17条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

（1） 災害その他入館者又は利用者の責めに帰することができない理由により入館又は利用ができなくなったとき。

（2） 公益上その他やむを得ない理由により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じたとき。

（3） 使用の許可を受けた者から、規則で定める日までに、使用取消しの申出があったとき。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の瑞穂町郷土資料館の設置及び管理に関する規則（昭和59年瑞穂町教育委員会規則第1号）又は小浜町歴史資料館の設置及び管理等に関する条例（平成12年小浜町条例第8号）（次項においてこれらを「合併前の条例等」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（適用区分）

3 第5条の規定は、平成18年4月1日以降の利用に係る入館料から適用し、同日前の利用に係る入館料については、なお合併前の条例等の例による。

附 則（平成19年9月27日条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の雲仙市歴史資料館の設置及び管理等に関

する条例（平成１７年雲仙市条例第８７号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成２２年６月２４日条例第１８号）

この条例は、平成２２年７月１日から施行する。

附 則（平成２５年１２月２７日条例第３３号）

（施行期日）

１ この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の関係条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用又は使用の取消しの申出があったものについて適用する。

附 則（令和３年１２月２７日条例第４１号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第５条、第７条、第１５条関係）

（１） 入館料

名称	金額（１人当たり）
雲仙市小浜歴史資料館	（小学生以上）１００円
雲仙市歴史資料館国見展示館	無料
雲仙市歴史資料館南串山展示館	無料

（２） 施設使用料

名称	施設名	金額
雲仙市小浜歴史資料館	庭園	（１日） １,０００円
	湯太夫邸	（１日） ３,０００円
雲仙市歴史資料館国見展示館	第１教室、第２教室、第３教室	（１時間） ２００円
	小教室	（１時間） １００円